

内灘町能登創生住まい支援金 よくあるお問い合わせ（R7.9.8時点）

No.	質問	回答
申請者について		
1	世帯主以外の者の申請は可能か。	罹災証明書に記載されている世帯員であれば申請可能です。
2	複数の世帯でお金を出し合って中古住宅を購入し、再建した場合、誰が申請者となるか。	複数世帯で再建した場合、取得（工事）費を案分してそれぞれの世帯が申請できます。 なお、案分割合については、世帯数で割る方法や、登記の持ち分割合、出資割合、主たる再建者が代表して申請するなどが考えられます。
3	1つの世帯の中で、両親は被災した住宅を修繕し、子は町内の別の場所で住宅を新築するなど、複数の方法で再建した場合、誰が申請者となるか。	元々1つの世帯であっても、再建先ごとに支給要件に合致すればそれぞれ申請することができます。
再建方法について		
4	被災した住宅は解体したが、別に所有している町内の空き家や倉庫等を住宅とするために修繕した場合、修繕で申請してよいか。	被災した住宅ではなくても修繕で申請することができます。
5	中古住宅を購入して、被災者再建支援金の加算支援金は購入で申請したが、その後、大規模な修繕を行い、修繕費用が建物の取得費を上回っている場合、どちらで申請すればよいか。	申請者に有利な再建方法を選択し、申請することができます。
工事（取得）費について		
6	新築住宅や中古住宅を購入した場合、契約金額は土地建物を合わせた合計金額となっているが、土地の購入金額を含めてよいか。	<u>建物の購入金額のみ取得費の対象となります。</u> 申請には土地と建物の金額の内訳が必要となります。
7	応急修理にかかる契約書等は持っていないが、工事費に含めてよいか。	<u>応急修理制度による支援を受けた場合、その金額を工事費に含めることができます。</u> お手持ちの見積書には応急修理分も含んでいる場合がありますので、二重で計上しないようご注意ください。なお、お手持ちの書類では分からない場合は、窓口にて確認ができます。
8	複数の工事業者に修繕を依頼したが、合算した金額を工事費としてよいか。	工事金額を合算していただくことは可能です。
9	住宅の修繕と併せて別棟の倉庫や車庫も修繕したが工事費に含めてよいか。	<u>住宅部分にかかる工事のみ工事費の対象となります。</u> 別棟の建物やカーポートなどの外構工事は含まれません。
10	自分で修繕を行ったため、材料費等を工事費に含めてもよいか。	自らが行った工事の材料費等は工事費に含まれません。

その他		
11	申請はいつできるのか。	新築・購入・修繕の方法により再建が完了した時点で申請できます。再建にかかった費用の領収書の提出も必要となりますので、支払いまで完了した後となります。 なお、申請は1回限りとなりますので、今後、追加の修繕をお考えの方は、完了後に申請してください。
12	契約書を交わしていないが、どのように申請すればよいか。	工事内容が確認できる見積書や請書、請求書でも申請することができます。
13	工事中に口頭で追加工事を依頼したため、変更契約書や内訳がないが、どのように申請すればよいか。	工事内容が確認できるものであれば、請求書でも申請することができます。
14	領収書が発行されていないが、どのように申請すればよいか。	領収書が発行されていない場合、振込の控えや通帳の写し（相手方の名前が確認できる場合）でも申請することができます。
15	支援金の振込先は申請者と異なる名義の口座でもよいか。	申請者に振込をさせていただきますので、申請者の名義の口座情報を記載してください。